エ　主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

オ　その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

33　33の欄は、衛星基幹放送局等に限り、「全国」のように記載すること。

34　34の欄は、衛星基幹放送局等に限り、「別紙に記載のとおり」と記載し、別紙は次の様式により記載すること。

［様式略］

［（注１）・（注２）　略］

35　35の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、次により記載すること。

［(1)～(4)　略］

36　36の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、35の欄の設備概要図で示した設備のうち、衛星基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第３条第２号に規定する地球局設備を記載すること。

37　37の欄は、衛星基幹放送局等局に限り記載することとし、次により記載すること。

［(1)～(3)　略］

38　38の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い（別紙）の該当する□にレ印を付けて、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

区別	提出する別紙	備考
1　免許の申請の場合	［略］	（注１）　当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下この表において同じ。）のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略すること。 ［（注２）～（注４）　略］
［２・３　略］		

33　31の欄は、「全国」のように記載すること。

34　32の欄は、「別紙に記載のとおり」と記載し、別紙は次の様式により記載すること。

［様式同左］

［（注１）・（注２）　同左］

35　33の欄は、次により記載すること。

［(1)～(4)　同左］

36　34の欄は、33の欄の設備概要図で示した設備のうち、衛星基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第３条第２号に規定する地球局設備を記載すること。

37　35の欄は、次により記載すること。

［(1)～(3)　同左］

38　36の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い（別紙）の該当する□にレ印を付けて、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

区別	提出する別紙	備考
1　免許の申請の場合	［同左］	（注１）　当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局（以下「衛星基幹放送局等」という。）の場合は、申請者の住所とする。以下この（注１）において同じ。）が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下この表において同じ。）のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略すること。 ［（注２）～（注４）　同左］
［２・３　同左］		